

全 住 協 第 1 0 9 号
令 和 6 年 7 月 5 日

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
事 務 局 長 米 山 篤 史

国税庁「土地等譲渡所得(所得税)及び贈与税申告における
e-Taxの利用拡大に係る協力」について

国税庁から標記について周知依頼がありましたのでお知らせします。詳細は別添資料をご参照ください。

記

1. 概 要 (1)政府全体のデジタル社会の実現に向けて、納税者利便の向上と税務行政の効率化を図る観点から、e-Taxの利用拡大を推進している。
(2)土地等譲渡所得(所得税)及び贈与税申告についても、従来から、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用した申告書等の作成が普及・定着するよう、取組を推進している。
(3)令和7年1月以降、土地等譲渡所得については、スマートフォンでも入力しやすい画面に変更がなされ、贈与税についてもスマートフォンを利用した申告に対応できる予定となっている。
2. 通知等資料 土地等譲渡所得(所得税)及び贈与税申告における e-Tax の利用拡大に係る協力について(令和6年6月28日 国税庁課資9-4)
(別紙)会員各社へ周知していただきたい事項
3. 問合せ先 国税庁 資産課税課 塚本・濱重・前川
TEL 03-3581-4161 (内線 3317・3347・3139)

一般社団法人全国住宅産業協会
会長 馬場 研治 殿

国税庁課税部資産課税課長
秦 幹雄

土地等譲渡所得（所得税）及び贈与税申告における
e-Tax の利用拡大に係る協力について（依頼）

税務行政につきましては、平素からご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国税庁においては政府全体のデジタル社会の実現に向けて、納税者利便の向上と税務行政の効率化を図る観点から、e-Tax の利用拡大を推進しており、土地等譲渡所得（所得税）及び贈与税申告につきましても、従来から、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用した申告書等の作成が普及・定着するよう、取組を推進しているところです。

そうした中、確定申告書等作成コーナーでは、令和 7 年 1 月以降、土地等譲渡所得については、スマートフォンでも入力しやすい画面に変更がなされ、贈与税についても、スマートフォンを利用した申告に対応できる予定となっています。

つきましては、貴会から会員各社に対し、別紙の内容について周知し、土地等譲渡所得（所得税）及び贈与税申告における e-Tax の利用拡大に係るご協力を働き掛けていただきますようお願いいたします。

（お問合せ先）

国 税 庁 資 産 課 税 課 企 画 専 門 官 塚 本 秀 一
監 理 第 四 係 長 濱 重 直
データポータビリティ・再構築担当チーフ 前 川 寛
TEL 03-3581-4161（代表） 内線 3317・3347・3139

【会員各社へ周知していただきたい事項】

- 国税庁ホームページに土地等譲渡所得（所得税）のスマホ申告に係る利用勧奨用リーフレット（別添1）、贈与税のスマホ申告に係る利用勧奨用リーフレット（別添2）を掲載しているの、会員各社におかれては、自社のホームページへの掲載や接客時における配付や説明などを通じ、当該リーフレットの内容を顧客に周知していただきたい。

【URL・QRコード】

- 土地等譲渡所得（所得税）のスマホ申告に係る利用勧奨用リーフレット
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/joto-sanrin/tochi_e-tax.pdf



- 贈与税のスマホ申告に係る利用勧奨用リーフレット
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/zoyo_e-tax.pdf



- 確定申告書等作成コーナー
<https://www.keisan.nta.go.jp/>





不動産を売却した場合の確定申告は

スマホ申告 × e-Tax提出 がおすすめ！

不動産の売却で譲渡所得（利益）がある場合、確定申告が必要です。

売却（譲渡） した金額	利益（譲渡所得）
	購入金額（取得費） + 売却費用（譲渡費用）

譲渡所得の
計算方法を
詳しく確認



申告が必要な方は、**スマホ** から
確定申告書等作成コーナー へ
アクセス



令和7年1月上旬以降
スマホの入力が簡単になります！

- ✓ 質問形式で入力内容を案内
- ✓ 選択可能な特例の自動表示
- ✓ 税額まで自動計算

e-Tax の 5つのメリット

一度ご利用いただければ、そのメリットを実感！

自宅から
申告可能



申告書を
データで保存可能



早期還付
(3週間程度で還付)



※書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で
還付

すでに約70%の方が
e-Taxで申告！

e-Tax利用者
約70%

令和5年分 確定申告

確定申告期間
24時間利用可能



※メンテナンス時間を
除きます

※提出した日時・内容は
e-Taxのメッセージ
ボックスで確認できます

添付書類
提出不要

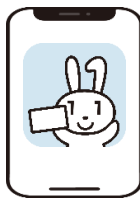


※一部の書類を除きます

裏面もご確認ください

e-Taxに必要なもの

① スマホ（マイナンバーカード読取対応）



マイナポータルアプリを
インストール



iPhoneの方



Androidの方

② マイナンバーカード（次のパスワードも必要です）



- ✓ 利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）
- ✓ 署名用電子証明書のパスワード
（英数字6文字以上16文字以下）
- ✓ 券面事項入力補助用のパスワード（数字4桁）

パスワードが分からない場合の対応方法は、
公的個人認証サービスのポータルサイトをご確認ください。



※マイナポータルからマイナンバーカードの電子証明書をスマホへ登録すると
申告書の作成・送信時の**マイナンバーカードの読み取りを省略**できます！



読み取り
不要

Androidのみ対応



対応機種を確認

▶ スマホ申告の際には、マイナポータル連携の利用が便利♪
（収入や控除の金額が自動入力できます）

- ・収入関係：給与、公的年金、株式の特定口座 など
- ・控除関係：医療費、ふるさと納税、生命保険 など

※ これらに関する証明書の発行主体がマイナポータル連携に対応している必要があります。



マイナポータル連携に
ついて詳しくはこちら



困ったときは…？

動画で見る確定申告

確定申告書等作成コーナーの操作方法など
を動画でご案内



チャットボット

ご質問したいことをメニューから選択するか、
自由に文字で入力いただくと、AI(人工知能)が
自動回答



税務職員ふたば



・Androidの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。

・iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。

現金などをもらった方の 贈与税申告は スマホ申告 × e-Tax提出 がおすすめ！

令和6年分 から
スマホで贈与税の申告ができます！

令和7年1月上旬 確定申告書等作成コーナーで公開予定



確定申告書等作成コーナーは
こちら

画面の案内に沿って
金額等を入力して作成できるので
計算誤りがなく申告可能！



次の内容で申告される方は
特におすすめです！

簡単

- ✓ 暦年課税
- ✓ 住宅取得等資金の非課税

※ 相続時精算課税や配偶者控除を申告する場合は
パソコン向けの画面がスマートフォンで表示されます。

e-Taxのメリット

一度ご利用いただければ、そのメリットを実感！

自宅から
申告可能

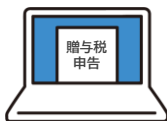


確定申告期間
24時間利用可能



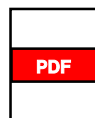
※メンテナンス時間を
除きます

申告書を
データで保存可能



※提出した日時・内容は
e-Taxのメッセージ
ボックスで確認できます

添付書類は
スマホやパソコンから
PDFで送信可能



すでに65%の方が
e-Taxで申告！



令和5年分 贈与税申告

裏面もご確認ください

① スマホ（マイナンバーカード読取対応）



マイナポータルアプリを
インストール



iPhoneの方



Androidの方

② マイナンバーカード（次のパスワードも必要です）



- ✓ 利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）
- ✓ 署名用電子証明書のパスワード
（英数字6文字以上16文字以下）
- ✓ 券面事項入力補助用のパスワード（数字4桁）

パスワードが分からない場合の対応方法は、
公的個人認証サービスのポータルサイトをご確認ください。



※マイナポータルからマイナンバーカードの電子証明書をスマホへ登録すると
申告書の作成・送信時の**マイナンバーカードの読み取りを省略**できます！



読み取り
不要



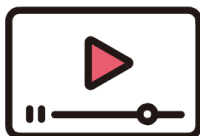
対応機種を確認

Androidのみ対応

困ったときは…？

動画で見る確定申告

確定申告書等作成コーナーの操作方法
などを動画でご案内



タックスアンサー

税の質問に対する一般的な回答を自分に
合った状況やキーワードなどから調べ
ることができます

